

特別医療受給資格証の更新手続き

現在『特別医療受給資格証(青色)』をお持ちの方で、下記対象者の方は、有効期限の満了が近づいていますので、手続きにおでかけください。

- 【対象者】**
- ◆身体障がい者 … 身体障害者手帳(1～2級)所持者
 - ◆知的障がい者 … 療育手帳(A)所持者
 - ◆精神障がい者 … 精神保健福祉手帳(1級)所持者
- ※所得制限などにより受給できない場合があります。

【申請窓口】
 本庁舎 : 健康対策課 健康増進室
 分庁舎 : 分庁総合窓口課

また、下記対象者のうち、現在『特別医療受給資格証』をお持ちでない方も、平成24年中の所得によっては対象となる場合がありますので、ご相談ください。
 (現在受給資格証をお持ちの方には、別途案内文書を送付しています。)

- 【申請に必要なもの】**
- ◆健康保険証
 - ◆印鑑(認印)
 - ◆現在お持ちの特別医療受給資格証
 - ◆身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳
- ※平成25年1月1日に伯耆町に住居登録がない方については、前住所地の平成25年度課税証明書(住民税)が必要です。

【問い合わせ先】 健康対策課 健康増進室 ☎68-5536

新しい被保険者証を 一斉に郵送しました

7月31日で、現在お使いの国民健康保険と後期高齢者医療の被保険者証の有効期限が満了となります。
 新しい被保険者証を郵送しましたので、ご確認ください。また、古い被保険者証は8月1日以降に破棄してください。



【国民健康保険】
 74歳以下の方で、国民健康保険加入者
 ※同じ世帯の方は、一つの封筒で送付しています。

【後期高齢者医療】
 75歳以上の方、または65歳以上で一定の障がいをお持ちの方で、後期高齢者医療制度加入者
 ※同じ世帯の方でも、別々の封筒で送付しています。

【問い合わせ先】 健康対策課 健康増進室 ☎68-5536

これから、学校支援ボランティアの皆様いろいろな面でお世話になり、子どもたちの学習がより一層充実するようになっています。



【問い合わせ先】 教育委員会事務局 生涯学習室 ☎62-0712

八郷小学校編
 こちら学校支援地域本部
 町民みんなで支える学校 みんなで育てる伯耆町の子ども

八郷小学校では、昨年度1年間で68回の学校支援ボランティア活動で、たくさんの方に支援していただきました。環境整備活動では、前庭花壇の花の苗植え作業やプール掃除、学習支援活動では、野菜づくり、本の読み聞かせでお世話になりました。清山集落での田植えや稲刈り、一東北に支援米を送る活動で田んぼへの施肥作業・田植えも支援していただきました。総合的な学習の時間は、校区にある地藏滝、大成池、そして大山のブナ林に出かけ、説明や支援をしていただきました。

子どもたちは、さまざまな体験を通して、自然のすばらしさ、地域のすばらしさについて考えるよい機会となっています。

住基カードの有効期限の確認を

平成15年8月から運用を開始した住民基本台帳カード(住基カード)は、平成25年8月で10年を迎えます。住基カードの有効期限は10年間であるため、有効期限の満了にご注意ください。
 有効期限満了後も引き続き住基カードのご利用を希望される方は、お持ちの住基カードの有効期限をご確認のうえ、更新手続きを行ってください。
 ※有効期限は、住基カードの表面中央に記載されています。

申請できる方 伯耆町に住居登録がある方で、お持ちの住基カードの有効期限まで3か月未満の方(有効期限の3か月前から更新手続きが可能です。)

- 申請に必要なもの**
- 「写真つき住基カード」をご希望の方 お持ちの住基カード、写真(サイズ縦4.5cm×横3.5cmくらいで上半身・正面・無帽・無背景のもの)
 - 「写真なしの住基カード」をご希望の方 お持ちの住基カード、本人確認書類(運転免許証・パスポートなど)

手数料 500円
申請場所 住民課または分庁総合窓口課

※「写真つき住基カード」を身分証明書として利用されている方は、有効期限が満了すると、その効力が失われます。また、住基カードの有効期限と電子証明書の有効期限は異なりますのでご注意ください。



この箇所に有効期限が記載されています。

【問い合わせ先】 住民課 ☎68-3115

元気アップ教室開催のお知らせ

～トレーニングコース～

【健康ポイント制度対象事業】

生活習慣病予防を目的に、筋力トレーニングやエアロビクスなどを実施する運動教室を開催します。

- と き** 9月～11月の毎週金曜日(全10回)
【第1回 9月6日】
10:30～12:00
 - と ころ** B&G海洋センター
トレーニングルーム
 - 対 象** 伯耆町の住民で3ヶ月間参加できる方(高血圧症・心疾患などの方は、必ず医師にご相談のうえお申込みください)
 - 定 員** 20名
 - 参加料** 2,000円
 - 申込期限** 8月16日(金)
- ※申込み多数の場合は、過去2年間の参加回数が少ない方を優先します。

【問い合わせ・申込み先】 健康対策課 健康増進室 ☎68-5536

国民年金保険料の免除制度

平成25年度国民年金保険料の1ヶ月分の金額は、15,040円ですが、納付が困難な場合は、免除制度があります。

免除の種類	保険料(月額)
全額免除	納付なし
4分の3免除(4分の1納付)	3,760円
半額免除(半額納付)	7,520円
4分の1免除(4分の3納付)	11,280円

※20歳代の方のみ納付猶予制度があります。

手続き方法
 年金手帳と印鑑を持参のうえ、住民課、または分庁総合窓口課までお越しください。ただし、退職された方は特例がありますので、離職票または、雇用保険受給資格者証を持参してください。

免除期間 7月から翌年の6月までの1年間

その他 免除の種類は、本人・配偶者・世帯主の昨年中の所得などに応じて審査し決定されます。

**【問い合わせ先】 住民課 ☎68-3115
米子年金事務所 ☎34-6111**